

上野原市立秋山小中学校 学校運営協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく学校運営協議会で、名称は、上野原市立秋山小中学校学校運営協議会（以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 この規約は、「上野原市学校運営協議会の設置等に関する規則」に則り、本協議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第3条 協議会は、秋山小学校及び秋山中中学校（以下「秋山小中学校」という。）の運営に関して、上野原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任のもと、小中学校の地域住民及び保護者の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と地域住民、保護者等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(活動)

第4条 協議会は、秋山小中学校の教育活動の基本方針について承認し、校長の求めに応じ意見を述べるとともに、学校運営への必要な支援に関する協議を行う。

(委員)

第5条 協議会の委員は20人以内とし、次の各号に掲げるもののうちから、秋山小中学校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 小中学校長並びに教職員
- (4) 学識経験者

(5) 社会教育法第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の学校の運営に資する活動を行う者
(6) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は年間を通じて、地域・家庭・学校の情報収集を行い、課題や成果について分析し、明らかにする。

(会長及び副会長等)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局を置き（小中学校職員）、議事の記録、会の案内、企画・推進の連絡調整、情報発信を行う。

(会議の運営)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会等)

第8条 協議会の補助機関として、必要に応じて部会等の組織を置くことができる。

2 各部会の会員は、協議会委員との併任を妨げない。

3 部会は、必要に応じて開催する。

(運営に関する評価と情報提供)

第9条 協議会は、学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど情報提供に努める。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、本会の協議を経て別に定める。

附 則

この規約は令和2年4月1日から施行する。